

**青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和7年12月4日

提出者 青梅市長 大勢待 利明

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児に対する健康診査にかかる規定を加えたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例**

青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児または幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児または幼児に対する利用開始時の

幼児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断	健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健 康診断または臨時の健康診断

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。